

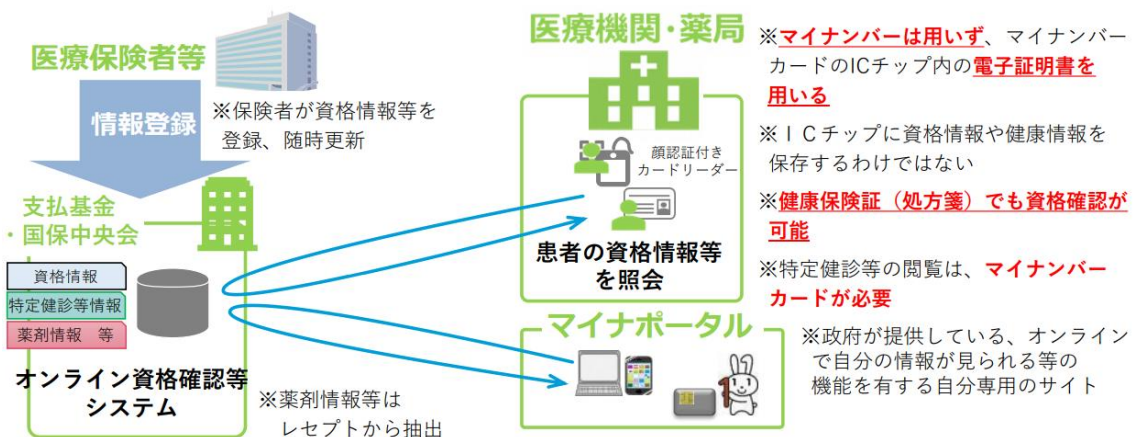
令和5年4月よりオンライン資格確認の導入が原則義務化になります

令和5年4月から療養担当規則等が改正され、保険医療機関・保険薬局にオンライン資格確認を導入することが原則義務付けられます。

これに伴い、オンライン資格確認の導入が集中することが想定されますので未対応の保険医療機関・保険薬局におかれましては、システムベンダへ早めに相談し、「オンライン資格確認関係補助金」(※)を活用の上、早期の導入を御検討願います。

なお、オンライン資格確認を導入すると患者の直近の資格情報等が確認できるようになり、資格過誤請求及び手入力による手間等の事務の負担軽減が図れます。

【オンライン資格確認の概要】



※「オンライン資格確認関係補助金」(顔認証付きカードリーダーの申込含む)及びオンライン資格に関する詳細については、以下の東北厚生局ホームページ及びポータルサイトを御確認願います。

[○東北厚生局HP](#)

[○オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係 医療機関等向けポータルサイト](#)